

平成30年6月1日

各 位

一般社団法人千葉県LPガス協会

『取引適正化に関するアンケート調査』のお願い

日頃から、皆様には、当協会の事業にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成29年2月の「液石法施行規則及び同法施行規則運用・解釈の一部改正及び取引適正化ガイドラインの制定（規則改正等）」により、我々LPガス業界への「取引適正化」に対する規制方針が明確化されました。

販売事業者各位には、規則改正等に対しすでにLPガス料金透明化及び標準的な料金メニュー等の公表※などの対応策を実施されていることと存じます。

しかしながら、多くの情報がある中、どのような対応策を行ってよいか等決めかねている事業者様もいるのではないのでしょうか。

当協会では、30年度事業計画として、皆様に「規則改正等の内容を遵守するための情報提供及び情報交換」を行うとしております。

行政の立入検査等においても、LPガス料金の記載方法や標準的な料金メニュー等の公表などもチェックの対象と聞いております。協会取引適正化委員会では、規則改正に伴う料金体系の見直し、帳票類の見直し等、取引適正化に関する現状を把握するためのアンケート調査を実施し、販売事業者各位の今後の対応に役立てていただくよう、情報提供をさせていただきたいと存じます。

つきましては、裏面書式により平成30年6月29日（金）までに協会事務局までFAXまたはメールでご回答くださいますようお願い致します。

※標準的な料金メニュー等：自社の標準的な料金メニュー（例えば、LPガスの一定使用量ごとに発生する料金や使用量に係わらず発生する基本的な料金等）と一般消費者等による平均的な使用量に応じた月額料金例

アンケート送付先

協会事務局

ファックス：043-243-6781

メールアドレス：chibalpg@chibalpg.or.jp

アンケート書式
裏面参照 ⇒

『取引適正化に関するアンケート調査』について

支部名： _____ 支部

事業所名： _____

※以下の1～8について、該当する□部分にしでチェックしてください。

※平成29年2月の「液石法施行規則及び同法施行規則運用・解釈の一部改正及びガイドラインの制定を「規則改正等」と記載致します。

1 規則改正等により「LPガスの供給に係る料金その他一般消費者の負担となるものを請求する時は、その算定根拠を当該一般消費者等に通知する」と記されていますが、知っていましたか。

算定根拠のひとつの例として

：ガス料金＝基本料金＋LPガス使用量×従量料金＋消費設備費用＋その他費用

⇒ 知っていた 知らなかった

2 また、「1に記載の算定根拠は、供給に係る料金等を請求する毎に通知(毎月LPガス料金を請求していれば毎月)する必要がある」と記されていますが、知っていましたか。

⇒ 知っていた 知らなかった

3 上記で「知っていた」にチェックされた方。お客様に請求書等で通知をされていますか。

⇒ すでに通知している これから対応を行う 対応しない

4 2で「知らなかった」にチェックされた方。今後の対応についてお聞きします。

⇒ すぐに対応する 書式等について情報をもらう 対応しない

5 請求書等の発行はどのようにされていますか

⇒ ハンディターミナルで検針時に発行 手書きで検針時に発行
 検針後パソコンで発行

その他〔 _____ 〕

6 上記で「手書きで検針時に発行」にチェックされた方。協会では、規則改正等により、納品・請求書(伝票)を兼ねた「供給設備点検調査票」を販売していますが、どのような書式のものをご使用ですか。(複数回答可)

⇒ 協会A4版タイプ(各種料金体系に対応) 協会旧納品書タイプ
 卸事業者推奨のタイプ

その他〔 _____ 〕

※A4版タイプ…基本料金・従量料金・顧客名・前回検針データ・料金改定時のお知らせ等記入できます。

※旧納品書タイプ…大きさや3枚綴りの仕様は旧タイプと同じですが、従量料金欄を設け、販売店名が印刷記入できます

7 上記で「協会旧納品書タイプ」使用にチェックされた方。書式についてどう思われますか。

⇒ 使いやすい 使いにくい どちらでもない

その他〔 _____ 〕

8 上記で「使いにくい」にチェックされた方。書式を変更することについてどう思われますか。

⇒ 現在の「協会旧納品書タイプ」を大きくする(A4版3つ割→2つ割)
 料金等の記入欄を広く確保するため請求書と設備点検票を別物にする

その他〔 _____ 〕

以上